

# 介護保険だより

平成26年3月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 【重要】平成26年4月の介護報酬改定について

消費税率8%への引き上げに合わせた介護報酬改定及び区分支給限度額の見直しが予定されています。平成26年4月サービス提供分以降については、新しい介護報酬及び区分支給限度額による請求となります。

つきましては、WAMNET等に改定に関する情報が掲載されますので、必ず御確認をお願いいたします。

また、伝送ソフトに関する問い合わせについては、直接販売元へお願いいたします。

## 請求明細書・給付管理票の重複エラーによる返戻について

「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」の備考欄に「AN」で始まるコードが表示されているとき、その請求明細書又は給付管理票は重複エラーにより返戻になっています。その対応方法等は以下のとおりです。

### 1 請求明細書について

#### (1) エラーコード「ANN2」

同一月に、同一利用者の請求明細書が複数回提出された場合、2回目以降に受け付けた請求明細書に対して発生します。

最初に受け付けた請求明細書が支払いの対象となりますので、返戻になった請求明細書について、その後の対応は不要です。

ただし、1回目の請求内容を訂正するつもりで、2回目以降を送った場合は、市町村に請求の取下げ（過誤申立て）を依頼し、介護給付費過誤決定通知書で結果を確認してから再請求を行ってください。

#### (2) エラーコード「ANN4」

既に支払いを受けている請求明細書が再度提出された場合に発生します。誤っ

て再度提出した場合、その後の対処は不要です。

なお、支払いを受けている請求明細書を修正する場合は、(1)同様、市町村に請求の取下げを依頼し、介護給付費過誤決定通知書で取下げの結果を確認してから再請求を行ってください。

### (3) エラーコード「ANNM」

査定された請求明細書に対して、再度請求明細書を提出すると、このエラーが発生します(請求明細書・給付管理票返戻(保留)一覧表には「ANN4」エラーとセットで表示されます)。

査定された請求明細書の再請求は不要です。給付管理票を作成した居宅支援事業所に給付管理票の修正を依頼し、再審査の結果を待ってください。

## 2 給付管理票について

### (1) エラーコード「ANNO」

同一月のうちに、同じ提供年月で同じ利用者の給付管理票を複数回提出した場合に発生します。

最初に受け付けた給付管理票が支給限度額管理の対象となりますので、返戻になった給付管理票の対処は不要です。

ただし、1回目の提出内容を訂正するつもりで2回目以降を送った場合は、翌月以降に作成区分「修正」の給付管理票を提出してください。

### (2) エラーコード「ANNJ」

給付管理票が確定している状態で、作成区分「新規」の給付管理票を提出した場合に発生します。

給付管理票を修正する場合は、作成区分「修正」で提出してください。

### (3) エラーコード「ANN9」

給付管理票が確定していない状態で、作成区分「修正」の給付管理票を提出した場合に発生します。返戻になった給付管理票を再提出する場合は、作成区分「新規」で提出してください。

### (4) エラーコード「ANN7」

サービス事業所の請求明細書の取下げ(過誤)処理と同じ月に作成区分「修正」の給付管理票を提出した場合に発生します。請求明細書の取下げと給付管理票の修正を同じ月に行うことはできません。翌月以降に再提出をしてください。

#### 問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会(介護保険課介護審査係)  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階  
TEL 027-290-1319(直通) FAX 027-255-5077  
※直通番号を御利用ください。